

県内各医療機関・薬局管理者 殿

茨城県保健医療部医療局医療政策課長

多言語遠隔医療通訳サービスの提供開始について（通知）

日頃より、本県の医療政策の推進につきましては、格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、県内の医療機関等が無料（通話料・通信料を除く）で御利用いただける多言語遠隔医療通訳サービスの提供を令和 6 年 11 月 15 日（金）より開始いたします。

当該通訳サービスの利用を希望される場合は、利用規程を御確認の上、下記により御登録くださいますようお願いいたします。

また、当該サービスの開始に伴い、令和 6 年 11 月 29 日（金）にオンライン説明会を開催いたします。詳細は別添案内チラシを御覧いただき、参加を希望される場合は、Web フォームからお申し込みいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

県では、当該サービスを通じて、外国人患者と医療機関等が相互に安心して受診・診療できる体制を整え、外国人が住みやすい環境づくりを促進してまいりたいと考えておりますので、積極的な登録及び御利用をお願いいたします。

記

1. 多言語遠隔医療通訳サービスの概要

- ・対 象：県内の医療機関及び薬局
- ・利用方法：電話回線及び専用アプリによる電話通訳、専用アプリによるビデオ通訳  
専用アプリによる機械翻訳  
※専用アプリを使用する際に必要なタブレット端末等は各機関で御準備ください。
- ・対応言語：32 言語 ※言語によっては、すぐに対応できない場合があります。  
英語、ベトナム語、中国語、タガログ語、インドネシア語、ポルトガル語、タイ語、シンハラ語、韓国語、ウルドゥー語、ネパール語、スペイン語、ロシア語、フランス語、モンゴル語、ヒンディー語、ペルシャ語、広東語、ミャンマー語、ベンガル語、ラオス語、アラビア語、ダリー語、イタリア語、クメール語、ドイツ語、トルコ語、台湾語、パシュトー語、ウクライナ語、タミル語、マレー語
- ・利用時間：24 時間 365 日 ※ビデオ通訳のみ時間帯の制限あり（平日 8 時 30 分～18 時）
- ・費 用：無料（通話料・通信料除く）
- ・登録方法：（以下のいずれかの方法で登録してください。）
  - （1）別添「茨城県外国人患者受入環境整備推進事業 多言語遠隔医療通訳サービスのご案内」に記載の利用登録フォームへ入力
  - （2）「茨城県多言語遠隔医療通訳サービス 利用登録書」に必要事項を記入の上、下記事務局アドレスあてメールにて送付※医療機関名や住所等は、県のホームページ等で公表し、外国人等に広く周知を図ります。

2. オンライン説明会の概要

- ・開催日時：令和 6 年 11 月 29 日（金）16 時～16 時 45 分
- ・開催方法：オンライン（ZOOM を利用したウェビナー） ※後日アーカイブ配信を予定
- ・申込方法：別添「説明会案内チラシ」に記載の Web フォームへ入力

【問合せ先】

（本通知に関すること）

茨城県保健医療部医療局医療政策課 田仲  
電話：029-301-3186  
メール：iryol@pref.ibaraki.lg.jp

（通訳サービスに関すること）

茨城県外国人患者受入環境整備推進事業事務局  
（委託事業者：メディフォン株式会社）  
電話：050-3172-8522  
メール：ibaraki@mediphone.jp